

学校保健

編集発行 日本学校保健会
 岩原 拓
 東京都港区西久保10番地
 明舟町 5840
 電話芝(43) 4603
 振替口座東京 98761
 印刷所 伊東進歩堂
 東京都文京区東青柳町30

日本学校保健会報
 昭和30年9月1日発行(毎月1回1日発行)

頒価1部15円(送料とも)

格の完成を目的とし、教育の進歩を期し、国民の健康を維持し、国家の発展に寄与することを旨とし、個人としての責任を自覚し、勤労を勉め、自主的に行動し、社会の発展に貢献する。この教育の目的を達成するために、学校保健は、児童の身体的、精神的、社会的、文化的な成長を促進し、健全な人格の形成に努める。また、災害時の安全対策を確立し、児童の生命と健康を守ることに努める。この教育の目的を達成するために、学校保健は、児童の身体的、精神的、社会的、文化的な成長を促進し、健全な人格の形成に努める。また、災害時の安全対策を確立し、児童の生命と健康を守ることに努める。

学校災害の防止について

今こそ安全対策確立の秋

文部省初等中等教育局保健課長 塚田治作

相模湖の湖底に沈んでいった二十四人の麻布中学校の生徒の霊前に、このような災害を二度とくり返すまいと誓って、まだ半年もたたないうちに、多数の児童生徒が春の瀬戸の海に紫雲丸と共に沈んでいった。そして、このいたいたしい事件に立つて、修学旅行のあり方を、いろいろと研究している間に、又も三重県の女子中学生が三十六名も海水衣のまま帰らぬ人となつてしまった。災害は忘れた頃にくるといふ寺田博士の名言も昨今では通用しなくなつたのではあるまいか。

戦後における公衆衛生や学校保健の進展によつて日本人の生命の延長が著しく進歩した。結核死亡の低下など、われわれの願いが一つ一つ叶えられつつある時、大きな不安を投げかけているのが災害である。災害の防止から進んで安全研究、安全管理、安全教育にいたる一連の施策に対して、今こそ堂々の陣を張らなければならぬ。災害の予防と疾病の予防とは、ともに保健問題ではあるが、その立脚点と歴史的背景とは著しく異なっている。疾病による被害が科学や文化の進歩とともに減少して行くのに対して、災害による被害は逆に増加して行く。また疾病処理の科学である医学は、洋の東西を問わず、何千年の古代から研究され、この医学によつて又他の諸科学の進歩をも引きおこして来たのである。然るに災害予防の科学は今なお未熟で、簡単な調査すら、とぼしい現状であるのは、社会的な安全運動がここ数年の歴史に過ぎないためでもあらう。ビキニの灰に見られるように、科学の進歩それ自身が災害のカーブを益々高めているのである。



文部省初等中等教育局保健課長 塚田治作

さらに、児童生徒ことに幼稚園児の年齢層は、各自の一生を通じて、災害死の可能性が最も大きい時期であるので、われわれ学校保健に携るものにとつては、ちみつた注意或は周到な計画と指導、そして強い責任感がなお一層要求されるのである。安全を図るためには、まづ災害の実態の把握が十分でなければならぬ。自分の学校の児童生徒が、どのような際に、どのような理由で、どの程度の、又どれだけの傷害を起し、そのうちどれだけの者が、どのような治療処置をうけ、さらに、どれだけ欠席し、どれだけ不具發疾になり、どれだけ死亡しているかを十分に知つていなければならぬ。そしてこれらのことに就いて、どのくらい経済的な圧迫、或は精神的な苦悩を受けるかも知つていなくてはならない。

また災害の度合が環境条件の変化、身心状態の変化に大きな関係をもつていることを考慮した行動上の注意が行き届いていなければならぬ。これ等についても十分調査と研究が必要である。

このような災害の対策は、児童生徒の全生活の上立つて初めて万全を期すことが出来るのである。勿論学校、家庭、地域社会の結合協力によつてのみ完全な災害予防が成立することは、いまでもない。

この意味において学校や児童生徒の安全活動の推進は、重要なものであり、更に一層の努力を期待したい。学校保健の一環としての安全対策の確立の時が来たことを結びとしておきたい。(写真は塚田課長)

戦後最大の児童数

本年五月一日現在の高等学校以下の学校数、児童生徒数、教員数が文部省の統計課から発表された。

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
本校がふえ、分校が少くない	5,316	22,225	12,704	3,294
本務	(110)	(4,655)	(1,061)	(1,313)
兼務	24,983	340,576	199,060	111,616
生徒数	(3,296)	(2,076)	(9,879)	(18,821)
合計	643,355	12,266,918	5,883,691	2,591,882

- ◆ 第十三号(九・十月号) 記事
- ◆ 学校災害の防止 塚田 治作
- ◆ 学校保健講習会
- ◆ 特別研究報告(保健主事班)
- ◆ 二十九年度児童発育統計
- ◆ 学校保健用品備付薬品
- ◆ 学校保健用品推せん規程
- ◆ 文教関係法律(前国会成立)
- ◆ 政府学童災害補償法立案

校長、保健主事で班別研究

成果をあげた学校保健講習会

校長及び保健主事を対象とした学校保健講習会が、文部省、日本学校保健会主催で、七月二十七日から三十日まで、東京都立三田高等学校で開催された。

全国から約二百五十名が参加して講義を聞き、班別研究を行って、多大の成果をあげた。

講義題目及び講師は次のとおりである。

- 1、学校保健における問題点とその対策 文部省保健課長塚田田治作
- 2、生徒の健康安全に対する校長の事務について 東京学芸大学長 木下 一雄
- 3、精神と身体について 東京大学教授 福田 邦三
- 4、学校における健康安全管理について 東京大学教授 重田 定正

班別研究議題は次のとおり

- 1、校長班(小、中、高共通)
 - イ、生徒の安全対策について
 - ロ、教職員の健康管理について
 - ハ、父兄の保健活動の強化について
- 2、保健主事班
 - イ、児童の安全に関する具体策について
 - ロ、児童保健自治活動の育成強化について

二、教職員の学校保健に関する現職教育について

第一班(小学校)

- 1、児童の安全に関する具体策について
- 2、児童保健自治活動の育成強化について

ハ、小学校における健康指導の具体的方法について

第二班(中学校)

- 1、生徒の安全に関する具体策について
- ロ、生徒保健自治活動の育成強化について

ハ、中学校における保健学習の具体的方法について

第三班(高等学校)

- 1、生徒の安全に関する具体策について
- ロ、生徒保健自治活動の育成強化について

イ、保健主事の活動を活潑にする方法について

3、教育委員会班(教委事務局職員)

- 1、保健主事の活動を活潑にする方法について
- ロ、生徒に対する健康安全の管理と指導の徹底強化について

なお、班別研究のうち保健主事班の「まとめ」は次のようである。

小学校保健主事班

一、学校環境の安全

- 1、校地、運動場、校舎、校具、非常口の整備
- 2、教師の環境の把握と児童の自治活動
- 3、不適当なところを明示すると同時になるべく早く整備する。
- 4、学校でできないことは、PTAその他に依頼する。
- 5、Aその他に依頼する。
- 6、けがが調べにより実態を把握し

対策を考える。

希望事項―学校建築、校具の基準をよりよい基準にしてほしい

二、学校生活の安全

- (1) 学習時
 - 1、現職教育によつて教師が危険防止の対策を十分に認識する。
 - 2、各教科グループが各学級の学習にサービスする。
 - 3、学習時のけがは終りの時間に多い、時間割編成に考慮が必要、例えば体育、工作
 - 4、危険をとまなう薬品、器具の保管上の注意、施設をもうける明示する。
 - 5、責任をもつて後始末をする、特に傷害の発生の恐れあるものについて、化学薬品。
 - 6、児童の自主的活動が放任の状態になるから、十分指導をすること。
 - 7、年令、体力に応じた取り扱いをしておく。
 - (2) 休けい時
 - 1、事故発生の原因調査によりその対策をたてること。
 - 2、児童の遊び場所と遊びの種類用具をきめる。
 - 3、休けい時における管理の責任を各学校において確立する。
 - (3) 作業時
 - 1、作業に対しては児童の能力、作業の分量、種類を考え、その作業から起る事故を事前に指導する。
 - 2、作業の状況をたえず把握する
 - 3、給食時の作業をする児童に他の児童がさまたげをしないようにする。

- 4、給食当番には、物品の取り扱いについて十分な指導をする。
- (4) 校外学習(遠足・修学旅行・社会科などの現地学習等)
 - 1、無理な計画をたてない。現地視察を必ず行う。
 - 2、児童の健康診断と能力差の対策を必ずたてること。
 - 3、引率の責任の分量をなるべく少くする。三十五人位が望ましい。
 - 4、学校長、養護教諭は必ず参加
 - 5、交通機関によつて起り得る事故について事前指導を徹底させる。
 - 6、遠足の実施場所の具体策を考える。学年別に固定したコース。
 - 7、食べ物是最少限度にとどめたい。
 - 8、宿舎、交通機関における避難対策をたて指導する。
 - 9、実地調査の費用を十分に確保しておく。
 - 10、問題児は、その能力に応じた扱いと指導をする。
 - (5) 水泳の際の安全
 - 1、事前指導の確立
 - 2、能力別グループによつて指導
 - 3、入水時間は一回十五分以内、一日に二時間を限度とする。
 - 4、点呼を正確にする。具体策を必ずたてる。
 - 5、監視員は、水中、陸上に分けてする。
 - 6、責任者の受持つ人数を出来るだけ少くする。
 - 7、参加児童の個々の身体状況を十分に把握する。
 - 8、危険な箇所は引率者全員が知

☆新発売☆

カイニン酸とサントニンの複合駆虫剤



駆虫率の高い

ジゲサン

本剤は海人草の結晶有効成分「カイニン酸」と「サントニン」とを、最も駆虫率の高い割合に混合した複合剤で各単独投与に比べ、はるかに効果的な事が認められている。又海人草の臭味がなく、サントニン単独服用時にみられる黄視は殆んど起らない。

剤別	成分	カイニン酸	サントニン
錠剤(1錠中)		5mg	25mg
末(1瓦中)		20mg	100mg

【包装】錠剤 100錠・末 10瓦

大阪市東区道修町 武田薬品工業株式会社 東京・札幌・福岡 (シゲ)

- ると共に、児童に明示する。
- 9、水難を防ぐ方法を児童に理解させる。
- 10、プールの検水の励行、水の汚染防止を講ずる。換水は出来れば毎日、少くとも三日に一回位が望ましい。
- (6) 交通安全
 - 1、各学校の実状に即して具体策を立てる。
 - 2、児童の自治活動だけにせず他に協力を求める。
- (7) 避難訓練、火災、地震、暴風、水害
 - 1、避難訓練は人命を尊重する。物にこだわらない。
 - 2、状況を判断して適切な処置をとる。
 - 3、教師があわてない。
 - 4、点呼を必ず行う。
- (8) 校外生活
 - 1、遊び場所、遊び道具の実態調査。
 - 2、危険をとまなう遊び道具を禁止すると共に、必ず他にこれに変わるものを与えるよう指導、児童の自治活動による検討。
 - 3、遊び場がなくなる。これに対する対策を考える。
 - 4、校内に於いて校外の遊びの指導を十分にさせる。

- 四、児童の保健自治活動の育成強化について。
 - 1、児童の保健自治活動の望まじき姿と組織活動について、望まじき姿とは何か、これを究明することによつて自から組織と活動が生まれる。
 - (1) 形式面より
 - 1、組織は次の三つに考えられる
 - A、児童会の一部としての児童保健委員会をおく。
 - B、これを同様にみる場合。
 - C、児童保健委員会即ち児童会
 - 2、この組織に対する運営の方法その学校、地域の実情によつて、解決すべき問題でこの組織に対しての是非は論ずべきでない。
 - (2) 実際活動のあり方
 - 1、児童個々の保健意識と、その自覚がどのようになされているか、その実践状況が如何になされているかの把握。
 - 2、その組織としての活動状況がどのようになされているか。
 - 3、学校運営上の方針との関連はどうであるか。
 - 4、家庭との滲透とその実態はどうか。
 - (3) 教師としてのあるべき姿。
 - 1、学校担任として如何にあるべきか。
 - 2、学校職員としての担任の位置はどうあるべきか。
 - 3、養護教諭の活動の状況はどうか。
 - 4、保健主事の活動分野とその状況はどうか。

結 論

結局保健自治活動を強化育成することは、児童の個々に対するヘルスガイダンスの徹底であつてこれを完全に遂行するためには、教師自らの実践と協力以外にはない。

中学校保健主事班

生徒の安全に関する具体策について

教育計画の中で生徒の生命の安全はすべての教育活動に優先に取り扱われなければならない。しかし生徒の生活の場所、遭遇する事態はまことに広範多岐で不可抗力の災害は別として無知のため、不注意のため、経験の乏しさ、判断の不正確、心身の健康状態(疲労、不安、疾病異常等)、加うるに一部の不徳漢のためこむむる不測の悲惨な出来ことを教育的立場から予測的に計画されなければならぬ。

しかし安全教育という立場にたつて管理の面、指導の面にわたつて、しかもそれが校内、校外、更に生徒の社会生活、家庭生活の面にまでおよんでその範囲は極めて広いので、われわれは今当面の問題として「学校管理下における生徒の安全施策」について一応次のような結論を得た。

一、学校管理の概念

(1) 校規による在校時(学習時・自由時)

例、始業前、放課後の時間を何分にするか、それはその学校の規定による。

(2) 学校が主体となつてなされる行事。

例、修学旅行、遠足、登山、交

- 通訓練、各種競技会への参加等。
- (3) 特別の場合
- 例、台風、警報と緊急下校、発病負傷生徒の帰宅等
- 二、学校は速かに災害の原因の調査を学校自体と地域社会とについて実施しなければならない。この際考えられる調査項目は次の通りである。
- 1、災害の種類
 - 2、災害の頻度
 - 3、災害の程度
- 前記(1)(2)については、季節、月、曜日、時刻、年令、性別、教科、行事、通学区域等について、(3)においては治療、矯正の程度及びその費用、災害による欠席日数、事後の状況(不具・廃疾)等について、いづれも綿密に調査して、その記録を正確にとつておく。
- 三、安全具体策**
- (1) 学校環境
- 校地、校舎、校具の整備には細心の注意を払い常時保全のための責任部署を定め、かつ定期的(少くとも一カ月一回以上)に精細な検査を実施すること。特に危険物の除去または明示及び火気取締りの励行につとめる。
- (2) 学校生活
- 学校の実情に即して学習時、自由時、校舎内外にわたり安全生活基準を作り、これを徹底させること。
- (3) 修学旅行、遠足、水泳、キャンプ等
- 必ず参加者の身体検査、事前指導、事場調査、各種連絡はもちろんで周知なる計画のもとに実施し、それぞれの目的を達成すること。
- (4) 交通安全

いちごの味...甘い味

こども ライオン

歯をよくする
ふつそ
弗素入

30円

VitaBaby 坊やはアアアア

総合ビタミン

ビタベビー

虚弱児・へん食する方・結核予防

100錠350円300錠870円・団体用大瓶 第一製薬

交通訓練については安全教育の一環として実施することはもちろん、外部からの災害を排除するために、各種関係機関(警察・交通機関、補導連盟、交通安全協会、PTA等)と連絡を密にすること特に危険区域には標識を立てて一般の注意を喚起してその協力を求める。また校地内への車馬乗入れについては、学校の実情によつて別に制限を設ける。

(5) 非常事態
地震、火災、風水害等の発生に對して速かに対処できる態勢を確立し且つ訓練を怠らない。

(6) 現職教育
不測の事態、事故の発生に備えて全職員に救急処置、対応処置が出来るように常時現職教育を行つておくこと。なおこの際とるべき処置手段を掲示しておくことが望ましい。

(7) その他
例、落雷―断線―感電。通学路における危険工事。農業等。外来者への注意。

四、結 語
要するに以上の諸項目は安全管理の施策として学校当局、教師自身が生徒のためにとられるべきものであつて、これが効果を万全ならしめるためには、生徒の生命をあずかる教師としての良識による指導配慮及びPTA、各種団体の理解、協力と相待つて生徒の自覚に基づく自治的習慣的な実践がなければならぬ。従つてこの場合保健委員会、訓育部、厚生部、奉仕部等の活潑な活動が当然必要である。

中学校における保健学習の具体的方法

本問題は、一、目標、二、教科内容と教科書、三、時間配当、四、指導者、五、評価、等の問題についてそれぞれ研究されるべきであらうが、当面の問題として次の三項を中心に各府県の実情の発表を行い、討議の結果次のような要望的結論を得た。

- 一、学習時間
現今の七〇時間を速かに一〇五時間に改めて、各学年毎週一時間が必要とする。改正までの期間といえども、学校長の裁断によつて一〇五時間を即時実施することが望ましい。
- 二、教科の独立
保健と体育とを別教科とすることが望ましい。
- 三、教員の養成
(1) 関係教師の養成に努めてほしい。
(2) 全教師に保健に関する現職教育を徹底させることが望ましい。

高等学校保健主事班

一、生徒の安全に関する具体策について。

- (1) 安全に関する基本的考え方は文部省の考え方を聞いてみると、現在迄の研究会等で「安全」について研究したことはない。しかし最近学校教育に係ることでかなり危険もあり安全に対する対策、又その後の保障問題等も取り上げなければならぬ時となつて

いる。

学校教育に関連しての法的根拠なく、登校時、下校時、学校内等広範囲でむつかしいが、学校内での伝染病、結核、トラホーム等は従来研究されているから、子供達の生命をおびやかすこと、その事態に對する具体策を考へてほしい。又怪我も大小あり国として取上げるのは重傷の方がはつきりする。又生徒の校外自主活動の場合等これが学校の管理下にあるか否か最初のことであるから、しぼつて研究されたい。

- 結局従来もの(疾病)は後廻しにして研究されたい。
- (2) 文部省の考え方を検討し本班としての研究方法について話し合った結果、文部省の示している「学校における安全管理等徹底について(案)」を採り上げて、各学校に於ては安全に関する措置は大なり小なりとられておるので、その実情を通して各項目に於ける問題点を追求して行きたいということに決定した。
- (3) 学校環境の安全について、学校環境に関する衛生安全基準(案)に則つて実施するのが望ましいのではないか。
- (4) 学校生活の安全
考えられることは
○ 学習時と休憩時である。
○ 全日制、定時制、実業課程と普通課程、等
実情は異なるが問題となるのは
1 疲労の件(健康状態)
2 体育との関係(カリキュラムの偏成、教材の考え方)
3 教師の態度

又課外体育に於ての管理の問題も入つてくる。

結論として

- 1、事前準備に手落のないこと、
- 2、事前の教育が必要である。
- (5) 修学旅行、遠足時等における安全。
1、考えられることは
○ モデルコース
○ 実地踏査
○ 宿舍の検討―保健所に連絡、委員会の許可
○ 文部省の通達(昭和三十年四月四日付)を参照すること。
- 3、特に考慮すべきは
a、引率者の指導能力の問題である。―いたづらに情実やその他のことによつて指導能力の低い者を附添とすることは危険である。
b、生徒の訓練が必要である。事前によく生徒達と討論し生命尊重の立場から一つの指導に從う心構えを知らせることである。
- (6) スキー、登山、キャンプ、水泳等の際の安全
1、事前計画、準備は細心の注意とそれの検討が大切、特に実地踏査、モデルコース等を検討することが大切。
a、水泳人員の把握―返事の確認
b、場所の選定と指定水泳場所の厳守
c、身体状況を常日頃からよく把握して、個人差を確認しておくこと。
d、各人生徒が安全についての知識をもつてゐることである。

定評ある柴田の
環境保健衛生測定器

塵埃計 騒音計 炭酸ガス測定器
水の検査器 食品検査器 (型録通呈)

柴田化学器械工業株式会社
東京都台東区上野花園町7 電話約込 (82) 5121-4

虫くたし
蚊、蛾、蠅、蜂、ハチ、クマダラ蜂、ハチ、クマダラ蜂、ハチ、クマダラ蜂

●東京都学校保健衛生会推薦薬品
●昭和29年度薬品基準収載薬品

サントニン+海人草精製エキス (海人散含有)

ケ-オ-イ-ス-コ
富山・広貴堂

- (7) 交通安全について
 - 1、規則遵守・生徒も社会も
 - 2、持物が安全に関係する(カバンと汽車通学)
 - 3、通学団の編成、自転車通学者の車体点検
 - 4、集団における訓練は見逃せない。
- (8) 学校火災、地震、暴風水害等の際の安全、避難計画の立案はどういう様にすればよいか。

各学校によつてそれぞれ異なるが、最もよいと思われるのは防災対策委員会によつて補導関係者、保健関係者等が共同で、それぞれの立場の分担を決めて、学校全体の有機的な活動が出来る様にすべきである。一保健主事がこれに当るといふ様なものでないと思われる。
- (9) 児童生徒の校外生活の安全について

問題は大きくて、このことは補導関係者に属することが多い。保健主事としては、保健面において補導関係者と協力すべきである。
- (10) 事故災害発生の際の措置について

通達通り

- 2、生徒の組織の問題もある。
 - 3、PTAや地域社会等の問題もある。以下これについて進めて行く。
 - (3) 教師の認識の問題
 - 1、教師の健康管理を通して各教科の教師にこの問題の重要性を認識させる。
 - 2、各教科の中に健康教育をとり上げる。一保健カリキュラムとして
 - 3、統計資料を教師に知悉させる。
 - 4、校長の認識を深める一校長の会合を強力に実施、保健主事の立場や、自治活動の重要性
 - 5、保健主事の身分問題一最重要
- これについては法制化に対して強力に文部省は推進すべきである。
- 養護教諭の身分一高校側一
 - 小使の身分で入ることが多い
- (4) 生徒の組織の問題
 - 1、生活に結びついた活動であるべきだ。
 - 2、生徒全般に相談相手となる様な生徒の委員でありたい。
 - 3、生徒の自治活動力中に入れて活躍させるべきだ。
 - 4、よい生徒委員を選出するにはどうすればよいか。
- ブロック、地域的に集いをもつて委員の研究討議をすべきだ。
- 保険による認識を高める。
- 研究発表会を開かせることとによつてより生徒が集る様にする。

○学校側の任命制
○各クラスより選出することにより生徒の関心を高める。

○保健学習を徹底させる一自発性

(5) PTA地域社会の協力を得ること

児童の発育戦前の最高へ

毎年行つてゐる指定統計第十五号の結果が六月二十九日発表された。これによると二十九年五月現在の生徒の年齢別身長、体重、胸囲、座高などの全国平均は別表のとおりである。

これによると、昨年度も男女とも引つづき向上の傾向にある。身長で

は成長期の十四才が、前年に比べて約五ミリ高くなつており、ただ、胸囲については男女八才以上のものが前年度よりわずかに低下している。戦前に比べると、男女とも十三、四才を除いて、全般的に戦前の最高に到達しており、特に女子の発育が著しいのが目につく。

- 1、予算の面と
- 2、実活動の協力が望ましい
- 3、PTAの委員の保健に対する認識を高めさせる。
- 4、保健所の協力を得る。
- 5、地区委員を作る。
- 6、母親の健康教室を作る

区分	年齢	身長		体重		胸囲		座高	
		男	女	男	女	男	女	男	女
幼稚園	3	96.5	95.3	15.0	14.4	52.8	51.5	56.1	55.2
	4	101.2	100.1	16.2	15.6	53.9	52.6	58.4	57.8
	5	105.7	104.8	17.4	16.8	55.1	53.6	60.6	60.0
小学校	6	110.0	109.1	18.6	18.1	56.2	54.6	62.6	62.2
	7	115.1	114.1	20.5	19.9	58.1	56.3	65.0	64.6
	8	120.1	119.2	22.7	22.1	60.1	58.3	67.3	67.0
	9	124.7	124.0	24.8	24.3	62.0	60.2	69.3	69.1
	10	129.1	128.9	27.0	26.8	63.8	62.3	71.2	71.3
中学校	11	133.6	134.5	29.5	30.1	65.7	64.9	73.1	73.9
	12	138.5	140.2	32.8	34.4	67.8	68.3	75.3	76.9
	13	144.4	145.0	36.9	38.7	70.9	71.8	78.2	79.5
高等学校	14	150.6	148.3	41.9	42.6	74.4	75.1	81.4	81.5
	15	158.1	151.5	48.2	46.2	78.3	77.6	85.6	83.3
	16	161.3	152.4	51.7	48.3	80.9	79.1	87.6	84.0
	17	163.2	153.0	54.0	49.4	82.6	80.2	88.8	84.3
	18	162.9	152.8	54.7	49.9	83.3	80.9	88.7	84.1
	19	162.9	152.6	55.1	49.8	83.5	81.2	88.7	84.0
	15	158.4	151.6	48.3	46.2	78.4	77.5	85.8	83.4
	16	161.7	152.5	51.9	48.3	81.0	79.0	87.9	84.1
	17	163.6	153.1	54.2	49.4	82.7	80.1	89.1	84.3
	18	163.9	153.1	54.6	49.6	83.3	80.4	89.2	84.2
19	164.2	152.4	54.4	48.5	83.2	79.8	89.5	83.8	
校定時	15	156.3	150.2	47.5	46.0	78.0	78.1	84.5	82.7
	16	159.5	151.2	50.8	48.0	80.3	79.4	86.4	83.4
	17	161.3	152.1	53.3	49.5	82.0	80.7	87.7	83.8
	18	162.3	152.5	54.8	50.1	83.3	81.3	88.4	84.0
19	162.7	152.6	55.1	50.0	83.6	81.5	88.6	84.0	

1日1錠

ぐんぐん育つ...

ミネラル入り
総合ビタミン剤

ミネピタール

ミネラル11種+ビタミン12種+肝臓エキス

三共株式会社 30錠(430円)100錠(1,150円)

皮膚病なら

水虫・田虫
しっしん
切傷も!

大正製薬

タマリン

学校保健室備付薬品について

学校はもともと各種の傷害に際して、応急処置と、予防的、また緊急防疫上の処置をするところであるという原則から、それほど各種の医薬品衛生材料を備付ける必要がないといわれるが、ある程度の品目を備付けたい。殊に学校歯科では乳歯の残根除去や、歯牙の保存のための歯の治療、処置をすることになつてゐるのと農山漁村、僻地などで緊急の場合、学校医の出動が困難な時に、常勤の養護の職員が処置する際、やはり適當数量のものをせひ備付けて置くことが望ましいのである。そこで昭和三十年六月大阪府で開かれた六大都市学校保健協議会で検討された、最低基準を挙げて参考とした。なお土地の状況、関係職員の意味により適當に取捨選択すべきである。

学校保健室備付薬品

(最低基準)

品名	数量	備考
○アセチルサリチル酸錠	100錠	解熱
○アクリノール糖衣錠	30錠	鎮痛
○アクリノール液 (0.5%)	500ml	創傷の消毒
○アルコール	500ml	消毒用アルコール
○アルコール	500ml	消毒用アルコール

○アンモニア水	500ml	火傷、皮膚の消毒
○オキシドール	500ml	消毒、汚物除去等
○加香ヒマシ油	100ml	創傷消毒
○稀ヨードチンキ	500ml	創傷消毒
○逆性石鹼液	500ml	手指、器具の消毒
○クレゾール水	500ml	消毒
○クレゾール石鹼液	500ml	消毒
○グリセリン	500ml	容器入りグリセリン
○ニコラムフェニコール軟膏	50g	眼科用
○健胃錠	100錠	眼科用
○次没食子酸ビスマス	25瓦	疹疹創傷
○蒸溜水	500ml	面、塗布
○スルフアジジンパスタ	100g	創傷、凍傷
○チンク油	500ml	傷、凍傷
○ピタカンフアール	100管	強心剤
○ピラビタール錠	20錠	鎮痛剤
○ブドウ酒	500ml	鎮痛剤
○複方ロートジ	500瓦	鎮痛剤
○アス錠	100錠	鎮痛剤
○ペニシリン	5瓦	創傷(化膿性)
○軟膏	500g	創傷(化膿性)
○ホウ酸水	500ml	消毒料
○ホウ酸軟膏	500g	消毒料
○マウキエ	500g	消毒料
○クロム液(1%)	500ml	消毒料
○硫酸亜鉛水	100ml	消毒料
○ガゼ	500ml	消毒料
○絆創膏	500ml	消毒料

歯科用薬品

亜硫酸パスタ	1瓦
アンチホルミン	25ml
2%塩酸プロカイン注射液	30管
フェノールカンフル	25瓦
ホルマリンクレゾール	25ml
ヨードグリセリン	25ml
防疫用薬品	25ml
塩酸加石炭酸水、高度サラシ粉、石油乳剤、H、C、粗製塩液、D、T、B	25ml

本誌編集に弁を

学校医 広瀬 勇

岩原先生を筆頭に、文部省保健課のお歴々と各部会の代表をもつて、機関誌「学校保健」の編集委員というものができておる。季節に順応して、各大家の原稿をまとめておる。筆者は、浅学にして学校医を代表してその委員の末席に推選され、一号以来編集会議というものに殆ど欠席なく出ていた。

しかるに、最近、小学々童の腸パラ皮内接種を慎重に施行中、小学六年の一男生から意外にも、二度に互り「ヤブ医者」なる叫びをきいて、ガク然とした。昭和初期以来廿余年に互り三回も戦火に罹りながら、少からぬ犠牲を拂い、学校医のあるべき姿に近づくべく、各保健大会には漏れなく出席し、各種各部の貴重な

附

- (1) 薬品名は大体日本薬局方及び国民医薬品集によつた。
- (2) 薬品の種類、数量は小、中、高等学校の種別と児童、生徒、学生の数及び土地の状況によつて多少変更すべきものである。
- (3) 防疫用薬品類は必要によつて適當量を備付ける。
- (4) ○印は校外指導その他の際携行以上の薬品の選定にあつては公定書医薬品を主とし、特殊なものを除いては劇性のある薬品をつとめて避けた。

(学校薬剤師部会 小林)

研究発表に耳を傾けて、新日本教育のあるべき姿に近づくよう努力してきた。ヤブ医者がヤブ医者として子供に罵られるに何の不思議もないが、いやしくも教育の場であり、予防注射も身体検査も昔とかわり教育の一環として意義づけられてゐる今日である。しかも本人及び家族に罵られる何等の条件もないのである。

毎日の新聞二面は、目をおおわする記事にみちているにしろ、教育の成果は蔽として進歩の一路をたどつてゐる。但し人間は一たんもう駄目だと決心したら、宜しく身を退くべきである。「タカが子供の一言ぐらゐを気にするな」と筆者の身辺には忠告が山をなしてゐる。(現在名誉職廿八、全部辞職をした) 殊なこと出来ないうで名譽ある学校医代表委員など、まことにおこがましくてならない。茲に本誌編集から身を退き、暫く考えさせていただこうと思ふ。

新強力 駆虫剤

ダイアスはサントニンと海人草精製エキスの合剤で 当社の多年に亘る研究と実験の結果 選定された合理的な配合をもつ駆虫剤です。
☆5錠中 サントニン 0.1g ・ 海人草精製エキス 0.15g



包装 5錠 250錠

日本新薬株式会社 京都市中京区壬生

学校保健用品の推せん規程

学校保健用品について、本会の推せんを希望する業者が相当あるので本会では、これらの推せんについて一応の基準を作成することになり、今回、次のような推せんに関する規程を設けて七月一日から実施することになった。

学校保健用品の推せんに関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、学校保健の用に供する薬品、衛生材料、書籍等(以下「学校保健用品」という。)の推せんに関し必要な事項を定める。

(推せんの申請)

第二条 学校保健用品について本会の推せんを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、学校保健用推せん申請書(別記第一号様式)にその現物見本、及び説明資料等を添えて提出しなければならない。

(審査料の徴収)

第三条 学校保健用品の推せんの審査については、申請者から、審査料式千円を徴収する。

2 前項の審査料は、その申請をする際に、現金で納付しなければならない。

3 学校保健用品の審査において、特別の調査研究を必要とするものについては、そのつど、当該調査研究に要する実費を徴収する。

(推せんの決定)

第四条 学校保健用品の推せんは、学校保健用品審査委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、理事

長が決定する。

2 委員会は、理事長が理事及び学識経験者のうちから委嘱する十五人以内の委員で組織し、理事長が主宰する。

3 委員会の学校保健用品の推せんについての審議は、当該学校保健用品が左の各号に掲げる要件を有するかどうかについて行われなければならない。

一 学校保健上適当であること。
二 原料の調達、製造設備、製造技術等が充分であること。
三 価格が妥当であること。
四 その他他の用品(類似するものを含む)に比して劣らないこと。

(推せんの通知等)

第五条 学校保健用品を推せんに決定したときは、申請者に対し、直ちに、その旨を通知する。

2 申請者が前項の通知を受けたときは、その通知を受けた日から起算して七日以内に、推せん料を納付しなければならない。

3 前項の推せん料の額は、推せん一件につき、一万円以上三万円以内において当該申請者と協議して定める。

4 申請者が第二項の推せん料を納付しないときは、当該学校保健用品についての推せんは、取消されたものとする。

(推せん状)

第六条 申請者が前条第二項の推せん料を納付したときは、学校保健用品推せん状(別記第二号様式)を交付するとともに、その旨を本会会報に公告する。

2 前項の学校保健用品推せん状の

有効期間は、当該学校保健用品推せん状を交付した日から起算して一年とする。

第七条 推せんを受けた者が推せんされた学校保健用品についての推せん状の写を作成したときは、その一部を提出しなければならない。

(再審査及び推せんの取消等)

第八条 推せんした学校保健用品については、必要に応じ再審査を行うものとする。この場合において当該学校保健用品が第四条第三項に規定する要件に適合しないと認められたときは、当該推せんは取消すものとする。

2 前項の規定により学校保健用品の推せんを取消されたときは、直ちに、当該学校保健用品推せん状を返付しなければならない。

(細則)

第九条 この規程に定めるもののほか、学校保健用品の推せんに関し必要な事項は、理事長が委員会の議を経て定める。

附則

この規程は、昭和三十年七月一日から施行する。

別記第一号様式
昭和 年 月 日
申請者の住所及び氏名印
財団法人日本学校保健会
理事長殿

学校保健用品推せん申請書
左記の物を学校保健上適切なものとして推せんして下さるよう申請します。

一 品名
二 規格及び形状
三 生産者の住所及び氏名

四 販売者の住所及び氏名
五 生産、卸、小売価格並びに生産使用資材及原価計算
六 月当り生産又は販売可能数量及び過去一年間の販売実績
七 その他参考となる事項

別記第二号様式
学校保健用品推せん状
申請者の住所及び氏名
左記の物は、学校保健上適切なものとして推せんする。

一 品名
二 規格及び形状
三 主たる性能及び特徴
四 価格
五 その他
昭和 年 月 日
財団法人日本学校保健会理事長
氏 名 印
備考
この推せんは、昭和 年 月 日まで有効とする。

日本学校保健学会總會

金沢大学教育学部で開催

十月十五日から三日間開催の全国学校保健大会に先だつて、十月十三日から二日間、日本学校保健学会第二次總會が金沢大学教育学部で開催される。

本總會の会長は金沢大学村上賢三博士で、同学会々長栗山博士他多数会員が参集して、協議を行うことになつてゐる。

なお、次回總會開催予定は、明年十一月五月滋賀県大津市の模様である。

学童の栄養補給には――

カワ 肝油ドリップ

消化吸収よ
き完全乳
特殊皮膜
効力安定

(学校用) 一粒中のビタミン含量
A 3,000 国際単位
D 300 国際単位

河合研究所
河合製薬株式会社

東京都中野区野方2丁目4番4号
電話 東京 東 野 (38) 474 6
野 (38) 443 415

第二十二国会で成立した 文教関係法律十三件

七月三十日閉会した第二十二国会で成立した文教関係法律は十三件あるが、そのうちおもなものは次のとおりである。

●公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(法律第一四七号)

この法律で、不正常授業とは二部授業、当該学校のうち普通教室以外の部分を普通教室として使用して行う授業、収容児童一人当りの面積が〇・三坪以下の普通教室を使用して行う授業、当該学校の建物以外の建物を普通教室として使用して行う授業とはつきり規定した。

また、児童生徒一人当りの基準坪数は政令で〇・七坪とされてきたのを法律で〇・九坪に引きあげた。(八月八日公布)

●教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律(法律第八五号)

養護教員にとつての福音であるこの法律の成立はむしろおそきに失したともいえるが、この法律によつて昭和四年十月二十九日以後に学校看護婦学校衛生婦、養護婦等の名称で養護に当つた人達が引続いて養護教諭、助教諭等となつたときは、学校看護婦等の在職年月数の二分の一に相当する年月数が恩給法上の公務員たる在職年に通算される。(七月二十五日公布)

●女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(法律第一二五号)

現在わが国の女子教員は国公立の高等学校を通じて約二十四萬で、全体の半数である。そしてその約半数は既婚者で、平均二人の子を有している。これらの女教員の産前産後の保護については、分娩前二週間、分娩後六週間が認められており、その後、これが産前産後の休暇十二週間が労働協約で決定したが、これも実施は不十分であつた、要するに手不足で休暇がとれないのが実情である。

政府

小・中校の災害補償
大学の健康保険制度

立案

本号巻頭で、塚田保健課長が、学校災害防止の早急対策確立の急務を説いているが、文部省では、すでにその具体案について検討を開始している模様である。

即ち、義務教育においては、共済組合方式による災害補償、大学においては、学生健康保険制度による療養費給付等である。

高等学校については、どのような措置が考えられているか、目下不明であるが、一連の対策として考慮されるべきはもちろんであろう。

伝えられるとたると、小中学校における災害補償の構想は、大略次のような骨子である。

さる国会に社会党から提案された災害補償は、義務教育諸学校の管理下で受けた災害に対して国家補償を

前産後の休暇をとる場合には、休暇中のその女子教員に代わる教職員を任用しなければならぬことを規定して、正常な学校教育の確保をねらつたものである。(八月五日公布) 施行は明年四月から。

●日本学校給食会法(法律第一四八号)

学校給食用物資を適正円滑に供給し、学校給食の普及充実に健全な発達をはかるために日本学校給食会を設立したもので、十月一日から発足する。従来の財団法人日本学校給食会は本会の設立と同時に解散してその権利義務は本会に引継がれることになつてゐる。(八月八日公布)

することを原則としたもので、これは財政上の困難を伴うので、これは審議未了となつてゐる。

●今回の共済組合方式は、各学校単位で組合に加入し、災害が起つた場合は国庫補助金によつて災害補償金の一部を負担する仕組みで、児童、生徒からは掛金等はとらぬことにするようである。災害の種類としては療養、障害、葬祭等が考えられてゐるが、基本的な点で、いろいろな問題が残されており慎重な検討が加えられてゐる。例えば、学校管理下の範囲はどの程度にするかとか、事故の決定が誰によつてなされるか、補償金の額と補助金の割合をどうするかなど、根本的な点があるが、急遽成案を得て、次期国会には提出されるものと予想されてゐる。

大学の健康保険は、学徒厚生審議会がかねて審議を行つていたもので、その結論としての「学生健康保険制度の実施」を文部大臣に建議したものであつて、文部省では、さらに検討を加えた上、これを「学生健康保険法案」として次期国会に提案するものとみられてゐる。

審議会のこの建議の骨子は次の諸点である。

原則として公私立大学の学生を強制加入させ、保険料の納付を法的に義務づけること。保険料は年額千八百円程度とすること。保険給付は結核その他の特定の傷病は給付期間を一年半としその療養費の全部を給付すること。その他の特定の傷病は給付期間三ヶ月、半額給付とする。また、多数の学生のいる大学は自主的運営を行い、少数の学校は政府が保険者となり大学が事務の委任をうけて運営するなどである。

政府では、結核その他特定の傷病については半額を、その他の傷病は二割を国庫負担とする意向のようである。この建議には、なおいろいろ問題があるが、各大学の実情等を検討した上で、初年度約四億円の予算要求をするようである。(現在結核にかかつてゐる学生は総数五十万に對し約二%の一人といはれてゐる) 何れにしても、このような災害補償や傷病給付が政府によつて真剣にとりあげられることは「政府は、国民の健康に関して責任を有し、この責任は、適当な保健上及び社会上的措置をとることによつてのみ果たすことができる」とする世界保健憲章の要請にもかなうものであり、早急の実現を期待してやまない。(T)

専賣特許

衛生無害 純炭酸カルシウム製

品質優良 経済的 能率的

教学チョーク

日本教学工業株式会社

携帯便利なチョークケース
経済的能率的に使用出来るチョークホルダー

東京都墨田区江刺1-836 平和堂ビル 電話地帳(97)1689
資本金132898 工場 埼玉県加須町

つきのよい...

ニチバンの絆創膏

ニチバン